

平成 30 年 8 月 28 日
運輸安全委員会

遊漁船の衝突事故の防止に関する意見に基づき
講じた施策について

運輸安全委員会は、標記について平成 30 年 7 月 24 日付けで水産庁長官に対して意見を述べたところですが、今般、意見に基づき講じた施策について通知がありましたのでお知らせします。(別添)

なお、この通知については、意見の内容を反映したものとなっています。

別添

30水管第1192号
平成30年8月7日

運輸安全委員会
事務局参事官 殿

水産庁資源管理部漁業調整課長

運輸安全委員会からの意見について

平成30年7月24日付け運委参第64号による「遊漁船の衝突事故の防止に関する意見について」を受け、遊漁船の衝突事故防止及び遊漁船利用者の安全の確保のため、都道府県水産主務部長及び遊漁船業務主任者講習実施者に対して、別添のとおり通知したのでお知らせします。



30水管第1192号
平成30年8月7日

別記1 宛

水産庁資源管理部漁業調整課長

運輸安全委員会からの意見について（通知）

日頃、遊漁船業行政への御理解・御協力、遊漁船業者へのご指導等大変ありがとうございます。

さて、この度、運輸安全委員会は、平成20年10月から平成30年3月までに運輸安全委員会が公表した事故等調査報告書について遊漁船の衝突事故をとりまとめ、平成30年7月24日に運輸安全委員会ダイジェスト第29号「遊漁船の衝突事故防止に向けて」を公表しました。

また、同日付けで運輸安全委員会委員長から水産庁長官に対して、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、別添「遊漁船の衝突事故の防止に関する意見について」（平成30年7月24日付け運委参第64号）が発出されました。

遊漁船の衝突事故防止及び遊漁船利用者の安全の確保については、業務規程例（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知）等に基づき、日頃御指導いただいているところとは存じますが、上記について御了知の上、下記事項について、貴管下の遊漁船業者等に対し御指導いただくようよろしくお願いいたします。

記

- (1) 遊漁船の船長は、釣り場への往復、釣り場での移動などの航行中に、常時適切な見張りを行うこと。
- (2) 遊漁船の船長は、漂泊又は錨泊中であっても見張りを行い、必要に応じて避航すること。
- (3) 遊漁船の船長は、(1) 及び (2) のほか、運輸安全委員会ダイジェスト第29号「遊漁船の衝突事故防止に向けて」に記載された衝突事故の特徴を把握のうえ、業務規程の内容を遵守し、利用者の安全の確保に努めること。

別記 1

北海道水産林務部長	徳島県農林水産部長
青森県農林水産部長	香川県農政水産部長
岩手県農林水産部長	愛媛県農林水産部長
宮城県農林水産部長	高知県水産振興部長
秋田農林水産部長	福岡県農林水産部長
山形県農林水産部長	佐賀県農林水産部長
福島県農林水産部長	長崎県水産部長
茨城県農林水産部長	熊本県農林水産部長
栃木県農政部長	大分県農林水産部長
埼玉県農林部長	宮崎県農政水産部長
千葉県農林水産部長	鹿児島県商工労働水産部長
東京都産業労働局農林水産部長	沖縄県農林水産部長
神奈川県環境農政局農政部長	
新潟県農林水産部長	
富山県農林水産部長	
石川県農林水産部長	
福井県農林水産部長	
山梨県農政部長	
長野県農政部長	
岐阜県農政部長	
静岡県経済産業部長	
愛知県農林水産部長	
三重県農林水産部長	
滋賀県農政水産部長	
京都府農林水産部長	
大阪府環境農林水産部長	
兵庫県農政環境部長	
奈良県農林部長	
和歌山県農林水産部長	
鳥取県農林水産部長	
島根県農林水産部長	
岡山県農林水産部長	
広島県農林水産部長	
山口県農林水産部長	

※ 群馬県は遊漁船登録業者がないため除く。

別記2 宛

水産庁資源管理部漁業調整課長

運輸安全委員会からの意見について（通知）

日頃、遊漁船業行政への御理解・御協力、遊漁船業者へのご指導等大変ありがとうございます。

さて、この度、運輸安全委員会は、平成20年10月から平成30年3月までに運輸安全委員会が公表した事故等調査報告書について遊漁船の衝突事故をとりまとめ、平成30年7月24日に運輸安全委員会ダイジェスト第29号「遊漁船の衝突事故防止に向けて」を公表しました。

また、同日付けで運輸安全委員会委員長から水産庁長官に対して、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、別添「遊漁船の衝突事故の防止に関する意見について」（平成30年7月24日付け運委参第64号）が発出されました。

遊漁船の衝突事故防止及び遊漁船利用者の安全の確保については、業務規程例（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知）等に基づき、日頃御指導いただいているところとは存じますが、遊漁船業務主任者を養成するための講習において、下記事項について周知するとともに、遊漁船の衝突事故防止及び遊漁船利用者の安全の確保により一層の御尽力をお願いいたします。

記

- (1) 遊漁船の船長は、釣り場への往復、釣り場での移動などの航行中に、常時適切な見張りを行うこと。
- (2) 遊漁船の船長は、漂泊又は錨泊中であっても見張りを行い、必要に応じて避航すること。
- (3) 遊漁船の船長は、(1) 及び (2) のほか、運輸安全委員会ダイジェスト第29号「遊漁船の衝突事故防止に向けて」に記載された衝突事故の特徴を把握のうえ、業務規程の内容を遵守し、利用者の安全の確保に努めること。

別記2

北海道	桶本 建郎
青森県	有限会社 東北小型船舶免許センター 代表取締役
青森県	尾崎 幸弘
秋田県	高桑 幸蔵
茨城県	株式会社 茨城海技学院 代表取締役
東京都	一般社団法人 全日本釣り団体協議会
神奈川県	株式会社 高松船舶 代表取締役
神奈川県	一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興会 会長
新潟県	株式会社 船舶職員養成協会北信越 代表取締役
富山県	北信越釣船旅客船業協同組合 代表理事
福井県	福井県漁業協同組合連合会 代表理事会長
静岡県	有限会社 船舶免許静岡更新センター 代表取締役
静岡県	渡邊 和紀
島根県	株式会社MSTC 代表取締役
岡山県	蛭子 孝行
広島県	一般財団法人 尾道海技学院 会長
広島県	一般社団法人 広島海技学院 理事長
山口県	一般財団法人 関門海技協会 代表理事
香川県	一般財団法人 四国船舶職員養成協会 会長
香川県	金岡 勝彦
愛媛県	小林海事事務所 小林 芳人
高知県	沖海事事務所 沖 幸智
福岡県	株式会社日本船舶職員養成協会西日本 代表取締役
福岡県	株式会社 ボート免許センター 代表取締役
福岡県	堀川船舶株式会社 代表取締役
佐賀県	坂井 金治
長崎県	株式会社 ケイエムマリン 代表取締役
長崎県	合同会社 石倉海事事務所 代表社員
沖縄県	まどか海事事務所 代表取締役
沖縄県	眞喜志 治
沖縄県	仲里 修
沖縄県	平本 明彦
沖縄県	横田 裕介
沖縄県	玉城 正憲
沖縄県	川口 駿



運委参第64号
平成30年7月24日

水産庁長官
長谷 成人 殿

運輸安全委員会
委員長 中橋 和博

遊漁船の衝突事故の防止に関する意見について

1. 遊漁船の衝突事故

平成20年10月から平成30年3月までに運輸安全委員会が公表した事故等調査報告書において、遊漁船の衝突事故は176件あり、事故に関係した船舶は352隻で、うち遊漁船は190隻であった。

これらのうち、死傷者が発生した事故は93件で195人となっており、このうち遊漁船側では釣り客82人（死亡1人、重傷2人、軽傷79人）、乗組員等16人が、他船では97人（死亡2人、重傷15人、軽傷80人）が死傷していた。

2. 衝突に至った主な要因

これらを分析したところ、次のとおりであった。

- (1) 航行中の遊漁船の衝突事故は144件（全体の約82%）であった。このうち航行中の遊漁船と漂泊又は錨泊中の船舶との衝突は109件（航行中の事故の約76%）であった。

航行中の遊漁船が衝突に至った主な要因は、以下のとおりであった。

- ① 死角を補う見張りを行っていなかった
- ② 魚群探知機や航海計器の操作等をしながら航行していた
- ③ 他船や他の方向に目を向けて操船していた
- ④ 相手船に対する継続的な見張りを行っていなかった

- (2) 漂泊又は錨泊中の遊漁船（以下「漂泊中等の遊漁船」という。）の衝突事故は45件（全体の約26%）であった。

漂泊中等の遊漁船が衝突に至った主な要因は、以下のとおりであった。

- ① 自船を避ける、又は自船に用事があると思いき、継続的な監視を行っていなかった、又は注意喚起や避航動作が遅れた
- ② 釣り客の対応をしていた



また、航行中の船舶は、漂泊中等の遊漁船にほとんど気付いておらず、その状況は、死角を補う見張りを行っていなかった、他の作業をしていた、魚群探知機で釣り場を探していた等であった。

3. 遊漁船の船長に求められる事項

遊漁船が業務を行う際には、水産庁が定めた業務規程例を基に事業者が業務規程（遊漁船業の適正化に関する法律第11条に基づき、事業者に届け出ることを義務付け）を定めて運航されているところ、業務規程例第14条には、船長は、海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払うこと、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をすること等が定められており、遊漁船の船長には、その履行が求められている。

これらのことから、当委員会は、遊漁船業の適正化に関する法律を所管する水産庁長官に対し、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について、通知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

水産庁長官は、遊漁船の事業者が次の措置を講じるよう、都道府県知事に助言するとともに、遊漁船業務主任者講習の機会を活用するなどし、これらを確実に実施させるための手段を検討すべきである。

- (1) 遊漁船の船長は、釣り場への往復、釣り場での移動などの航行中に、常時適切な見張りを行うこと。
- (2) 遊漁船の船長は、漂泊又は錨泊中であっても見張りを行い、必要に応じて避航すること。
- (3) 遊漁船の船長は、(1)及び(2)のほか、運輸安全委員会ダイジェスト第29号「遊漁船の衝突事故防止に向けて」に記載された衝突事故の特徴を把握のうえ、業務規程の内容を遵守し、利用者の安全の確保に努めること。